

瀬戸市立休日急病診療所条例をここに公布する。

平成28年7月5日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第29号

瀬戸市立休日急病診療所条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、瀬戸市立休日急病診療所（以下「診療所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 瀬戸市及び尾張旭市の地域住民の生命並びに健康保持に寄与するため、休日における疾病の初期並びに急性期症状の医療を担う診療所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瀬戸市立休日急病診療所
- (2) 位置 瀬戸市西長根町7番地

2 診療所の通称は、瀬戸旭休日急病診療所とする。

(事業)

第4条 診療所は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 診療所における診療
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(診療科目)

第5条 診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科

(2) 小児科

(診療日)

第6条 診療所の診療日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、診療日を変更し、又は診療日を設けることができる。

(診療時間)

第7条 診療所の診療時間は、次のとおりとする。

(1) 午前9時から正午まで

(2) 午後2時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、診療時間を変更することができる。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、診療所の利用に際し、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、利用者が診療を必要としないとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診療所の利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他診療所の管理及び運営上支障があるとき。

(使用料等)

第10条 診療所において診療を受けようとする者は、使用料等（使用料、手数料及び実費をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 使用料の種類及び額は、次に掲げる各号の診察に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の法令に基づく診療 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令に定める額

(2) 前号の規定により使用料を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療 前号の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額

(3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により算定した額に1.5を乗じた額に100分の108を乗じて得た額

3 手数料の額は、診断書等の交付に係る手数料として、別表に定める額とする。

4 実費の額は、前2項に定めのない診療用材等の交付を受ける場合に要する費用の額とする。

5 使用料等は、法令その他特別の定めがあるものを除き、その都度徴収する。

(使用料等の免除)

第 1 1 条 診療所において診療を受けようとする者のうち、規則で定める場合に該当すると市長が認めるときは、前条第 1 項の規定に関わらず、使用料等を免除することができる。

(損害賠償の義務)

第 1 2 条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者)

第 1 3 条 市長は、診療所の管理及び運営を法人その他の団体であって瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 1 4 条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 4 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 診療所の管理及び運営に関する業務
- (3) 診療所の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、診療所の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合において、第 6 条から第 9 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定については、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て行うものとする。

(利用料)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に診療所の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料に準用する。この場合において、第10条及び第11条中「使用料等」とあるのは「利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、第11条の規定については、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て行うものとする。

(運営協議会の設置)

第16条 診療所の管理、運営及び医療に関する事項を協議するため、休日急病診療所運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

別表（第10条関係）

区分		単位	手数料の額
普通診断書		1通につき	1,620円
死亡診断書		1通につき	3,240円
精密診断書		1通につき	3,240円
死体検案書		1通につき	3,240円
証 明 書	医師以外によるもの	1通につき	1,080円以内
	医師によるもので 学校等提出用のもの	1通につき	1,080円以内
	医師によるもので 学校等提出用以外 のもの	1通につき	1,620円